

令和5年第10回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月25日（金）
午後4時15分から午後5時15分
2. 開催場所 西海公民館 2階講堂
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員 （16人）

会 長	1 番	葉山 諭					
会長代理	2 番	水嶋 政明					
委 員	3 番	山田 康弘	4 番	中尾 正則	5 番	大串 英明	
	6 番	坂口 初男	8 番	梅山 清春	9 番	相川 浩一	
	10 番	葉山 静子	12 番	安藤 卓巳	13 番	谷脇 文弘	
	14 番	山口用一郎	15 番	柿田 敏彦	17 番	中村 和也	
	18 番	松崎 常俊	19 番	林 辰造			
5. 欠席委員（3人）

7 番	河本 光晴	11 番	本山 光幸	16 番	前田 明代
-----	-------	------	-------	------	-------
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第37号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の意見聴取について
議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第39号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
議案第40号 非農地通知の対象とすることの決定について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主査：谷内 美佳
主事：松尾 唯
8. 会議の概要

事務局 只今から令和5年西海市農業委員会第10回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中16名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、8 番：梅山委員、9 番：相川委員にお願いいたします。

議 長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
まず、議案第 37 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 本議案は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定により、市長から意見を求められたものであり、内容につきましては、担当部署であります農林緑推進課から説明をお願いします。

農林緑推進課長 農林緑推進課長です。本日は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の意見聴取について」の議案について説明を行います。議案資料の 2 頁に一部改正の要旨を載せています。

都道府県は政令で定めるところにより、農業経営の基盤の強化の促進に関する基本方針をおおむね 5 年ごとに定めています。市は県の基本方針に即して、地域の実情を踏まえた基本構想を定めることとなっております。

令和 5 年 4 月 1 日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づき、県が同年 5 月に基本方針を改正しており、その県基本方針に即して、市の基本構想についても一部改正を行うものです。

概要としましては、改正された県基本方針に即するとともに、基本構想への記載が必要となった事項、具体的には、農業を担う者の確保及び育成の考え方や農用地利用集積面積に関する目標について整理するとともに、諸制度の改正に伴い、現構想の記載内容の時点修正をするものです。また、農業委員の皆様と一緒に策定に取り組んでいきます、地域計画の協議の場の設置や地域計画の区域基準、策定の進め方、地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方について追加をしております。

詳細につきましては、担当から説明を申し上げます。

農業振興班長

農林緑推進課農業振興班長です。私からは、基本構想の内容について説明いたします。そもそも、この基本構想の元となる、農業経営基盤強化促進法については、効率的かつ安定的な農業経営を育成するという目的を実現するため、農業経営の規模拡大、生産方式・経営管理の合理化などを進めていく意欲のある農業経営者（認定農業者）を総合的に支援するため、平成5年に制定されたものです。これまで改正が随時行われてきましたが、今回令和5年4月1日の改正に伴い、県の基本方針が改正され、併せて市の基本的な構想も改正するものです。

構想の内容に入りますが、この基本構想では大きく、5つの項目について記載をしております。「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」、「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」、「第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項」、「第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」、「第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」です。まず、第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」としまして、資料は4頁からになりますが、認定農業者の認定基準となる目標の設定や、担い手育成総合支援協議会と連携して、将来、地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していくための取り組みや目標などを記載し、認定農業者の認定水準を設定しています。

第2には、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」として、資料は8頁からになります。認定農業者としての認定基準となる目標の指標として、営農類型ごとの経営規模や生産方式、資本装備などを例示しています。先ほどの農業所得おおむね400万円を達成できる指標としまして営農類型ごとに例示しています。例えば果樹でみかんのSS防除の場合は家族労働力3人で合計4.5ha 目指せば達成可能というような指標となっています。

第3には、「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」として、資料は14頁以降になりますが、農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受け入れ体制の確保、市内の関係機関との役割分担、連携の考え方、市町村が主体的に行う就農等促進のための取り組み、就農等希望者の受け入れから定着に向けたサポートの考え方やその取り組みについて追加しています。例えば、「1 農業を担うものの確保及び育成の考え方」では、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した、高い技術を有した人材の確保・育成に取り組むということで、

認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センターや西海事務所、農協など関係機関と連携して研修・指導や相談対応に取り組んでいきますよ、というようなことが記載されています。また、2では、市が主体的に行う取り組み、3では関係機関との連携・役割分担、4では就農希望者のマッチングや担い手の確保育成のための情報収集や相互提供などを記載しています。

第4には、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」として、資料17頁になりますが、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標を90%から県目標と同じ82%に修正しています。また、地域全体での農用地の利用集積の調整をするための農用地集団化の将来の望ましい農地利用の在り方、具体的な取り組み、関係機関との連携について追加しています。

第5では、「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」として、資料は17頁です。先ほど農林緑推進課長からもありましたが、地域計画推進事業を促進するためということで、1項に、地域計画の協議の場の設置や地域計画の区域基準、地域計画の策定の進め方、地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方等について追加をしています。

以上が基本構想の主な内容や、改正点となりますが、基本的には法改正に伴う、諸制度の名称変更や時点修正等になります。ここがこういう風になっちゃったという説明がしづらく、分かりにくくて申し訳ありませんが、基本構想改正の説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、議案第37号について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

17番 17番委員です。議案の初めの方に、西海市の状況について書いた部分がありましたが、農業人口がどれぐらいなのか、あるいは全体の何%ぐらいを占めるのかがわかりませんでした。さらに読み進めると、農用地利用改善団体や、農業振興公社、担い手育成総合支援協議会など、様々な団体名が出てきますが、それぞれの団体について、もうちょっと説明があればと思いました。それと、農業経営の指標についてですが、そこに記載されている機械類も、それぐらいは実際に必要ではありますが、生活も含めたところで、400万円ぐらいの所得でやっていけるのか疑問に感じ、今回の改正にあわせて、そこも見直した方がよかったのではと思いました。それと「農業団体と協議する」というところがありましたが、農協の他はどの団体と協議をしているので

すか。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、3、4点ほど質問がありましたが、担当課の方で回答よろしいでしょうか。

農業振興班長 すみません、西海市内の農業者人口等の数値については、本日資料を持って来ておりませんので、後もってお答えいたします。その他の質問ですが、まず担い手育成総合支援協議会につきましては、関係機関で構成されていますが、まず、市の農林緑推進課、それから県の県央振興局西海事務所、それから長崎県農業共済組合、長崎西彼農協、それと市内基盤整備地区の土地改良区、それから農業振興公社、そういった各関係団体で組織されていまして、認定農業者や認定新規就農者、それから農業法人等も含めたところで西海市内の担い手を総合的に支援していくという取り組みをしている協議会となっております。

それから農業団体との協議についてですが、この構想の意見につきましては長崎西彼農協からも意見を聴取することになっています。それから営農類型ごとの指標につきましては、西海市内の状況をよく把握している県央振興局の西海事務所、あるいは県の農業経営課の経営担当の方等と一緒に、内容を確認してもらいながら、面積規模や資本装備を検討し、400万円程度の所得を目指すことができる基準を作成しているところです。面積が少し大きめであったり、実情とそぐわないと感じられるところもあるかもしれませんが、この規模を目指していくというところでご理解をいただければと思います。

議 長 17番委員よろしいですか。西海市の農業人口につきましては、後ほど事務局の方から回答するということですので、よろしいですか。

17番 納得のいく回答は得られませんでした。スムーズな会の進行ということですので。

議 長 他に何か意見等ございませんか。

2番 2番委員です。今の指標についての要望ですが、こういう設備とか面積だけじゃなく、実質何を作ったら、いくら経費がかかっていくら利益が上がるというような明確な数字を出すべきだと思います。目標を掲げてこれを目指せと言ったところで、経費の部分だけしか分からないわけですから、例えば、ブロッコリーを1反作ったら、これぐらい経費がかかって、これぐらい作らないと経営が成り立ちませんよというような、もっと明確な指標を作って欲しいと思います。これは要望です。

議 長 次回の改正ではもっと明確な指標をとという意見でした。他に何か意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 37 号につきましては、原案どおりで「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 続きまして議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」について説明を行います。25 頁は位置図となっております。26 頁の議案書をご覧ください。物件の所在は、西彼町亀浦郷字前浦で、畑・地積 108 m²の申請となっております。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりで、譲り受け人は、東京都にお住いの個人です。使用目的は「個人庭園」です。事由の詳細は「申請地は、母屋と隣接しており、この場所をそのまま荒地としておくのは、近所の方にもご迷惑にもなると思い、庭を造ろうと思い、申請地を譲り受け、自己庭園を造るもの。」となっております。権利内容は「所有権移転・売買」です。今回の申請は、令和 5 年 2 月の総会で農用地の除外を承認した件です。議案書下記に記載しています。28 頁の字図をご覧ください。本申請地が黄色く塗られたところで、その西側が母屋になります。添付資料は、25 頁から 32 頁までで、25 頁に位置図、27 頁に付近近況図、28 頁に字図、29 頁に現況写真、30 頁に航空写真、31 頁に被害防除計画書、32 頁に平面配置図を添付しています。31 頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用する。雨水については、自然流下する。汚水や生活雑排水は排出しません。申請地は、造成計画はありませんので、近隣の農地に対し、特段被害を発生する恐れはない、となっております。また 30 頁の航空写真からもわかるように、周辺には畑や田もありますが、現況は遊休化した農地で、孤立した農地であります。農地の広がりについては、周囲を宅地や山林・原野、高低差がある里道で区切られ、10ha 未満となっております、かつ農業公共投資の対象となっていない農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局の説

明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 38 号の 1 番につきまして、6 番委員、補足説明をお願いします。

6 番 6 番委員です。本来 7 番委員が説明する地区ですが、今日欠席ということで私が報告します。8 月 19 日に 7 番委員と地元推進委員 2 名、そして私の 4 名で調査に伺いました。29 頁下段のカラー写真の右上に母屋がありますが、ここがご自宅になり、その下が申請地です。この下の方はほとんど耕作放棄地で、何の被害も出ないようなところでありまして、却って耕作放棄地がいくらかでもきれいになり、花壇や家庭菜園的なものを作りたいということでもありますので、別に問題ないという判断をいたしました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 38 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

1 8 番 18 番委員です。今の説明で何も問題ないと思いますが、譲り受け人の住所が東京都となっていますが、ここに住んでおられるのでしょうか、そこだけ聞かせてください。

事務局 事務局です。この母屋に譲り受け人のお母さんが住んでおられて、譲り受け人も住所は東京ですが、時々ここに帰って来られるということを知っています。

議 長 よろしいでしょうか。他に何か意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 39 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」ですが、本議案の 3 番から 30 番に、3 番委員が勤務する法人が受け手となる事案が含まれていますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、3

番委員につきましては、審議終了まで退席をお願いします。

《 3 番委員 退席 》

議 長 それでは議案第 39 号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 39 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求める、となっています。資料は 33 頁から 44 頁までです。34 頁は、今回要請分の集計表となります。今回は、配分先の変更や賃借人の都合により、38 筆が解約となり、新規で配分される筆は、2 筆 2,990 m²となります。合意解約分については、34 頁から 37 頁になります。今回は、利用配分計画の合意解約分 38 件（筆）で、理由は一番右に記載のとおり、配分先変更や賃借人の都合によるものです。

38 頁から 39 頁が、今回要請する物件の一覧です。1 番と 2 番の 1 件 2 筆は、西海町の物件で、新規契約分です。借り手（受け手）は、西海町木場郷の農業者で、資料 43 頁に経営状況を記載しています。受け手は繁殖牛の畜産農家で、今回借り受ける土地は全て採草放牧地として利用するものです。3 番から 30 番までの 1 件 28 筆は、西彼町の物件で、合意解約があった分の再契約であり、借り手（受け手）は、西彼町小迎郷の農業法人です。資料 44 頁に経営状況を記載しています。受け手は、畜産や野菜等を生産する農業法人です。今回借り受ける土地は、露地野菜や施設野菜等の栽培をするものです。また、各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは 1 番と 2 番の補足説明を 13 番委員をお願いします。

1 3 番 13 番委員です。8 月 20 日に受け手と話をしてきました。現在、放牧と、牧草を作っており、今回の申請地にも放牧及び牧草を作りたいということでした。先月の案件と同じような内容なので何の問題もないと思います。今回申請する土地は、先月の申請地の近くにあり、かなり荒れて耕作放棄地になりかけおり、耕作放棄地の解消にもなると思いますので、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、3 番から 30 番の 28 筆につきましては、所在地が複数の字に亘っていますが、事務局の説明にもありましたように、配分先の変更であり、すべて同一の受け手に再配分する案件でありますので、代表して 9 番委員に補足説明をお願いします。

9 番 9 番委員です。この件につきましてどうしても資料だけでは判断し難い面もありましたので、8 月 19 日の午後、3 番委員に現地まで来ていただき、また、前耕作者の農業法人の担当者とも電話で確認を取っていただきました。現況としましては、春先の耕作が終わって、トラクター耕運をした状態であり、今後はと聞きますと、秋作のブロッコリー苗の手配もしているような状況であると伺いました。申請地は昭和 50 年代 60 年代にかけて、河川工事から始まって土地改良がなされた土地であると記憶しております。私が農業を始めて 50 年という中で、そういった農地が荒れていくのは非常に寂しい思いでありましたが、前耕作者である農業法人が乗り出すことによって、ハウスが建ち、トラクターが入り、野菜を作るということで、雇用創出も図られたということは、非常に良いことでありました。3 番委員と話をする中で、今回の受け手である農業法人がバトンを受けていくというような内容を聞き、確認をしてまいりました。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 39 号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 39 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長 3 番委員、入室してください。

《 3 番委員 着席 》

議長 続きまして、議案第 40 号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は通常分がありませんので、同意書分を議題とい

たします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料は、45 頁からです。議案第 40 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分について説明を行います。1 番から 9 番までの西海町の物件、9 筆は、50 頁に位置図、51 頁に航空写真配置図 55 頁に航空写真を添付しています。10 番から 83 番までの大瀬戸町の物件 16 件・83 筆は 50 頁に位置図、52～54 頁に航空写真配置図 56 頁～77 頁に航空写真を添付しています。同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。

なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。当月同意書分として、17 件・83 筆 631,747 m²について審議をお願いします。

議長 ただ今、議案第 40 号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

17 番 17 番委員です。横瀬の物件がありましたので、それについて質問をさせていただきます。これは申請者個人が、判断を出来たものでしょうか。

事務局 事務局です。今申請書を手元に持って来ていませんので、実際にどなたが出されたかは分かりませんが、本人さんのお名前と印鑑を押していただいて、現況が山林、あるいは原野になっていますという内容をご記入いただいて、ご返送がぁっているものです。

17 番 プライベートなことであまり詳しくは言えませんが、申請者本人は、去年のいつだったか病気をされて家にいないので、申請者本人が判断をされたものかどうかを確認したいです。

議長 農業委員会が受付をしているわけですから、申請をしたことは間違いなからうと思います。そのところを 17 番委員が納得いくように事務局から説明してください。

事務局 申請書は対象地を非農地として取り扱うことについての同意書になりますが、お名前は確かに申請者ご本人になっています。もしそれが家族等の代筆であれば、下の連絡先にその方のお名前が書かれているはずですが、それがなくて、本人が同意書を書いて出したような形になっていれば、それ以上のことを追求することは、難しいと思われま

す。

議 長 そういったことですのでよろしいですか。他に何か意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 40 号の同意書分 1 番から 83 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。みなさんから何かございませんか。

議 長 無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回の総会は

日時 令和 5 年 9 月 25 日(月) 午後 3 時 15 分から

場所 西海公民館 2 階講堂

代 理 これをもちまして西海市農業委員会令和 5 年第 10 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 5 年 8 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人